

目白山岳会規約

2012年6月24日 改定

2015年6月28日 改正（年会費 8,000 円⇒6,000 円）

2019年6月30日 改正（年会費 6,000 円⇒8,000 円）

目白山岳会は、2013年10月に創立40周年を迎えるに当り、2012年6月24日付定期総会において「目白山岳会規約」を改定した。

今般、会費年6,000円を年8,000円に、2015年6月28日改正前に戻すに当り、本規約第10条（2）を改正し、第14条（2）も改正ものとする。

（名称）

第1条 この会は「目白山岳会」（以下「本会」という）と称し、日本勤労者山岳連盟（JWAF）に加盟する。

（構成団体）

第2条 本会は東京都勤労者山岳連盟豊島区連盟の構成団体となる。

（会員）

第3条 本会の規約を承認し、入会金、会費を納入したものは会員となることができる。

（2）会員は、原則としてJWAF遭難対策基金に1口以上加入しなければならない。

（3）会員は、本会のすべての活動に参加することができる。

（4）会員は、正当な理由なく、6ヶ月以上会費を滞納した場合は会員の資格を失う。

（5）会員が退会する場合は、会長または事務局長あて退会届を提出し、事務局長あてJWAF会員カードを返却しなければならない。

（6）退会したものは、納入済会費や一切の会の財産の返還又は分与の請求をすることができない。

（7）会員が山行を行なう場合は、所定の手続きに則り、事前に登山計画書を提出し、下山後は速やかに下山報告を行なう。

（目的と事業）

第4条 本会は、次のことを目的とする。

JWAFの考え方（脚注）を尊重し、会員相互の交流を図り、技術向上、登山観、スポーツ観、レジャー観の自主的・民主的発展を目指す。

第5条 本会は、前条の目的を遂行するために、会員の自主的な運営により、次の事業を行なう。

（1）定例登山及び登山指導を行なう。

（2）遭難の予防と救助活動を行なう。

（3）職場、地域において、宣伝活動を盛んにし、山と自然に親しむ機会を増やす

諸活動を行なう。

- (4) 機関紙等を発行する。
- (5) 連盟とその諸機関、その他関係団体との協力提携を深める。
- (6) その他、本会の目的を遂行するための諸活動を行なう。

(機関)

第6条 本会は総会、運営委員会、例会を置く。

(1) 総会

- (a) 総会は、本会の最高の議決機関であり、会長が召集し、毎年1回、原則として6月に開催する。
- (b) 総会は、全会員をもって構成し、会員総数の3分の2以上の出席及び委任状をもって成立する。
- (c) 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。
但し、(e)ニ、本規約の改廃については3分の2以上をもって決する。
- (d) 運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上の要請があった場合は臨時総会を開催する。
- (e) 総会は次の事項を審議し、決議する。
 - イ. 活動方針の決定と報告
 - ロ. 予算・決算の報告と承認
 - ハ. 役員を選出
 - ニ. 規約の改廃
 - ホ. その他提案事項

(2) 運営委員会

- (a) 運営委員会は、例会では対応が難しいと会長が認めた事案につき審議を行なう。
- (b) 運営委員会は、役員をもって構成し、随時、会長が招集する。

(3) 例会

- (a) 例会は、総会の決定に基づき、本会の運営に当る。
- (b) 例会は、全会員をもって構成し、原則毎月1回、事務局長が召集する。
- (c) 例会は、運営委員会の審議内容を尊重する。

(組織)

第7条 本会は、次の組織を置く。

- イ. 事務局
- ロ. 山行部
- ハ. 会計
- ニ. 編集

ホ. 豊島区連盟

(役員)

第8条 本会は、次の役員を置く。

イ. 会長

ロ. 事務局長

ハ. 山行部 ①企画 ②教育 ③管理、各担当

ニ. 会計

ホ. 編集長

ヘ. 豊島区連盟担当

(役員を選出と任期)

第9条 本会の役員は、総会で選出され、承認をうける。

(2) 任期は、次期総会までとする。但し再任を妨げない。

(3) 会長に、任務を遂行できない事態が発生した場合は運営委員会の決定により代行を置くことができる。

(4) 事務局長及び各役員等に欠員が生じた場合は、例会の決議により選出し、任期は前任者の残任期間とする。

(財政)

第10条 本会運営に係る経費は入会金・会費その他収入をもって賄うものとする。

(2) 入会金は、1,000円とし、会費は、年8,000円とする。

(3) 会費は6ヶ月前納、年2回払いとする。

(4) その他、登山時報等も所定代金を原則、前納とする。

(会期)

第11条 本会の運営年度は、毎年6月1日より、翌年5月31日までとする。

(付則)

第12条 本会の運用に必要な規定は別に定める。

第13条 この規約に定めのないものは、規約の精神に則り、運営委員会が決定する。

ただし、次期総会の承認を受けなければならない。

第14条 この規約は、2012年6月24日より発効する。

(2) 第10条(2)の改正は、2019年6月1日より発効する。

(脚注) J W A Fの考え方

1. 登山はすぐれたスポーツ文化であり、憲法で保障された国民の権利である。
2. 登山の多様な発展を目指す。
3. 海外登山の普及と発展をはかる。
4. 遭難事故の防止につとめる。
5. 限りある自然を守り、後世に残す。

以上